

監査公表第 4 号

平成18年4月28日受理した地方自治法第242条第1項の規定による敦賀市職員措置請求に係る監査の結果を、別紙のとおり請求人に通知したので、同条第4項の規定により公表する。

平成18年6月16日

敦賀市監査委員	安 久	彰
同	橋 本	幸 夫
同	小 川	三 郎

監 第 710 号
平成18年6月16日

(請 求 人) 殿

敦賀市監査委員 安 久 彰
同 橋 本 幸 夫
同 小 川 三 郎

敦賀市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成18年4月17日付けをもって提出のあった地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく敦賀市長に関する措置請求（以下「本件請求」という。）について、監査の結果を同条第4項の規定により、次のとおり通知する。

記

1 請求の受理

本件請求書について、一部不備な点の補正を求め、平成18年4月28日これを受理すべきものと決定した。

2 監査の実施

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成18年5月23日、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。なお、新たな証拠の提出はなかった。

(2) 監査の対象事項

受理した本件請求書及び請求人の陳述から、本件請求の要旨を次のとおりと解し、監査を実施した。

敦賀市は、 県 郡 町 A氏が制作し、愛知万博に出展したモニュメント「地球と握手・大地の呼吸」（以下「本件モニュメント」という。）を、平成17年5月31日、有限会社Bとの間で契約金額1,785万円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額85万円）で購入する随意契約（以下「本件契約」という。）を締結し、本件契約に基づく代金を同年10月31日に支払った。

本件契約に基づく本件モニュメントの購入は、以下の理由により自治法第2条第14項及

び地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「財政法」という。）第4条第1項の規定を明らかに逸脱した支出であり、税金の無駄遣いである。

よって、自治法第242条第1項の規定により、監査を請求するとともに、敦賀市長に対し本件モニュメント購入費1,785万円を敦賀市に返還することを求める。

ア 本件モニュメント購入に至る意思形成過程の文書がなく、購入の経緯が明らかでない。

イ 本件モニュメントは、愛知万博に出展するために制作されたものであり、敦賀市をイメージし、敦賀市のビジョンである総合計画の目的に合致したメッセージ性をもった作品でないこと。また、設置された金ヶ崎緑地公園の景観上からしても不釣合であり、市民からも税金の無駄遣いと批判の声が上がっている。

ウ 敦賀市在住でも敦賀市出身でもない作家の作品を高額で購入・設置することは、敦賀市在住・出身の作家に対する冒涇であり、また、アーティストの作品であるにもかかわらず、教育委員会文化課との協議及び意見聴取もなく決定されている。

エ 見積書に内訳の記載がなく、通常の契約及び取引においては考えられない乱暴な見積書である。

オ 本件モニュメントの制作費が不明であり、購入価格1,785万円は、同制作者の他市町に設置された作品、鯖街道シンボルモニュメント2基で2,390万円、小浜市総合福祉センターの野外モニュメントの200万円（調査の結果は450万円）、若狭三方マリパークの作品の84万円と比べて明らかに高額である。

(3) 監査対象部局

産業経済部商工観光課

(4) 関係職員の陳述

平成18年5月29日、関係職員の陳述聴取した。

陳述した職員

産業経済部 商工観光課長

産業経済部 商工観光課長補佐

3 監査の結果

(1) 事実関係の確認

ア 本件モニュメントの購入経過について

本件モニュメントの購入については、平成16年10月に敦賀市の金ヶ崎緑地を中心に開催された「つるが・みなと浪漫」において、愛知万博に出展する本件モニュメントの一部となる「土の握りオブジェづくり」が行われ、来場者の注目を集めたことがきっかけとなり、世界的規模で開催される愛知万博に出展する作品であり、かつ、「土の握りオブジェづくり」が全国各地で開催され多くの方がモニュメントの制作に関わる等、話題性に富んだ作品であることから、平成18年度のJR直流化開業等々をにらみ敦賀市のPRと観光客誘致に効果

があると判断して購入されたものである。

本件モニュメントの購入に係る予算は、本件モニュメントを所有する有限会社Bより見積を徴し、平成17年第1回敦賀市議会定例会に当初予算案として提出し、審議を経て可決されたものである。

本件モニュメントの購入については、この予算に基づき、平成17年5月6日、契約・支出の相手（予定）先を有限会社Bとする支出負担行為何書が起案され、同月16日決裁されている。

平成17年5月31日、敦賀市は、有限会社Bと本件契約を締結し、本件モニュメントは、同年10月14日に納品された。本件契約に基づく代金は、同月20日付けの請求により、同月31日に支出されている。

イ 本件モニュメントを購入した理由

敦賀市においては、これまで観光を重点施策の一つとして取り組んでおり、観光都市としてのイメージアップと通年型観光地を目指し、旧港周辺の整備を進める等、観光客の誘致に努めてきている。

敦賀市は、この事業の一環として、平成18年秋のJR直流化開業を敦賀市の飛躍発展のチャンスと捉え、市のPRと観光客の誘致に有効であると判断し本件モニュメントを購入したものであるが、その理由は次のとおりである。

- ① 平成16年10月に本市の金ヶ崎緑地を中心に開催された「つるが・みなと浪漫」において、愛知万博に出展する本件モニュメントの一部となる「土の握りオブジェづくり」が行われ、来場者の注目を集めたこと。
- ② 本件モニュメントが日本では昭和45年に開催された大阪万博以来の世界的規模で開催される愛知万博に出展が決まっている作品であり、かつ、愛知万博において展示の際に「会期終了後は福井県敦賀市に移設」と明示されることにより敦賀市のPRになること。
- ③ 本件モニュメントの一部となる「土の握りオブジェづくり」に参加した全国各地の人々に敦賀市への関心を喚起し、誘客に繋がること。
- ④ 本件モニュメントが国内はもとより海外でも活躍されている制作者の作品であり、また、同制作者の作品が高く評価され、これまでから福井県内の公共施設等に多く展示されていること。

(2) 請求に対する判断

前記事実関係の確認及び関係職員の陳述等を総合して、本件請求について以下のとおり判断する。

ア 本件モニュメント購入の違法性について

請求人は、「自治法第2条第14項及び財政法第4条第1項の規定を明らかに逸脱した支出であり税金の無駄遣いである。つまり、違法かつ無駄に支出されたものである。」と主張している。

自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定めている。

また、財政法第4条第1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定めている。

本件モニュメント購入に係る予算については、最少の経費で最大の効果を挙げること及び地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて、これを支出してはならないことに留意して、敦賀市長は、予算案を策定して、平成17年第1回敦賀市議会定例会に当初予算案として提出し、審議を経て可決されたものであると認められる。

また、本件モニュメント購入に係る支出負担行為何から契約の締結、検収、支出までの一連の事務手続きは、敦賀市財務規則（昭和55年敦賀市規則第4号。）に基づき適正に執行されていると認められた。

以上から判断すると、請求人の主張する「自治法第2条第14項及び財政法第4条第1項の規定を明らかに逸脱した支出」には当たらない。

よって、本件モニュメントの購入が違法であるとする請求人の主張には理由がない。

イ 本件モニュメント購入の不当性について

① 請求人は、「本件モニュメント購入に至る意思形成過程の文書がなく、購入の経緯が明らかでない。」と主張しているが、3の(1)のアに記述したとおり経緯は明確である。

② 請求人は、「本件モニュメントが愛知万博に出展するために制作されたもので、敦賀市をイメージし、敦賀市のビジョンである総合計画の目的に合致したメッセージ性を持った作品でない。」と主張しているが、3の(1)のイに記述したとおり、敦賀市はこれまで観光を重点施策の一つとして取組み、観光都市としてのイメージアップと通年型観光地を目指し観光客の誘致に努めてきているところであり、本件モニュメントを購入、設置して観光客の誘致を図る施策は、何ら総合計画に反するものでなく、不当とはいえない。

また、「設置された金ヶ崎緑地公園の景観上からも不釣り合い」と主張しているが、敦賀市は、平成18年秋のJR直流化開業に向けて、敦賀駅から旧港周辺を回遊するコースを整備すべく、赤レンガ倉庫の活用検討、つるが港駅舎のライトアップ、きらめきみなと館の改造、金ヶ崎緑地公園から中池見へ至るハイキングコース等の整備を進めている。

このことから、全国各地で本件モニュメントの一部となる「土の握りオブジェづくり」に参加した人が分かり易い場所、市民はじめ観光客が多く訪れる敦賀市の中心的位置にある場所として金ヶ崎緑地公園が最適と選定されたものであり、これを不当と判断することはできない。

③ 請求人は、「敦賀市在住でも敦賀市出身でもない作家の作品を高額で購入・設置することは、敦賀市在住・出身の作家に対する冒瀆であり、また、アーティストの作品にもかかわらず、教育委員会文化課との協議及び意見聴取もなく決定されている。」と主張しているが、

行政が施策・事業を実施するうえにおいて、その施策・事業に必要なものを敦賀市在住・出身以外の作家に求めても何ら敦賀市在住・出身の作家を冒涇しているものではない。

また、本件モニュメント購入は、平成18年秋のJR直流化開業に向けて観光客の誘致を目的とする観光事業の一環とした事業であり、教育委員会文化課との協議及び意見聴取の必要性はないものと判断する。

④ 請求人は、「徴した見積書に内訳の記載もなく通常の契約及び取引において考えられない乱暴な見積書である。」と主張しているが、本件モニュメント購入にあたっては、見積徴収通知に見積徴収価格を総額で記載することが示されていることから、内訳の記載がなくても、見積に付された事項の価格の総額が記載されている見積書であれば問題ないものと判断する。

⑤ 請求人は、「本件モニュメントの制作費が不明であり、購入価格1,785万円は、同制作者の他市町に設置された作品、鯖街道シンボルモニュメント2基で2,390万円、小浜市総合福祉センターの野外モニュメントが200万円（調査の結果は450万円）、若狭三方マリンパークの作品の84万円と比べて明らかに高額である。」と主張している。

元来、芸術作品の価格は売手と買手の合意によって決まるのが通例で、また、同一の制作者の作品でも、制作年代、規格、技法、素材等によっても価格は異なると言われている。従って、他の作品と比較して高額であるとの主張には無理があり、本件モニュメントの購入価格が不当であるとはいえない。

なお、本件モニュメントの購入価格の内訳は、本体1,470万円、運搬費を含む移設工事費315万円、計1,785万円である。

以上のことから、本件請求は理由がないものと判断する。

以上

監 第 720 号
平成18年6月16日

(請 求 人) 殿

敦賀市監査委員 安 久 彰
同 橋 本 幸 夫
同 小 川 三 郎

敦賀市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成18年4月17日付けをもって提出のあった地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく敦賀市長に関する措置請求（以下「本件請求」という。）について、監査の結果を同条第4項の規定により、次のとおり通知する。

記

1 請求の受理

本件請求書について、一部不備な点の補正を求め、平成18年4月28日これを受理すべきものと決定した。

2 監査の実施

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成18年5月23日、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。なお、新たな証拠の提出はなかった。

(2) 監査の対象事項

受理した本件請求書及び請求人の陳述から、本件請求の要旨を次のとおりと解し、監査を実施した。

敦賀市が平成18年度当初予算に計上している「地球と握手PRキャラバン事業費399万円」は、平成17年度において有限会社Bより購入したA氏制作のモニュメント「地球と握手・大地の呼吸」（以下「本件モニュメント」という。）を使って、京都及び宇治市内の神社、大学等30ヶ所において、15,000人に土の握りオブジェを作成してもらい敦賀市へ観光客を誘致しようとするものであり、有限会社Bに委託をして実施する事業である。

この事業については、事業内容が不透明であり、集客数の把握も不可能に近く費用対効果も定かでない。

また、平成18年度の予算編成方針において、委託料・補助金等の全事業についての見直しがうたわれているにもかかわらず、一個人のライフワークとして制作された本件モニュメントを使つての事業委託は、税金の無駄遣いであり、自治法第2条第14項及び地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「財政法」という。）第4条第1項に規定する最少の経費で最大の効果を挙げる事業とは到底言い難い。

よつて、敦賀市長に対し「地球と握手PRキャラバン事業」の差止めを求める。

(3) 監査対象部局

産業経済部商工観光課

(4) 関係職員の陳述

平成18年5月29日、関係職員の陳述の聴取を行った。

陳述した職員

産業経済部 商工観光課長

産業経済部 商工観光課長補佐

3 監査の結果

(1) 事実関係の確認

関係職員の陳述及び関係書類から、事実関係は以下のとおりである。

地球と握手PRキャラバン事業（以下「本件事業」という。）に係る予算は、平成18年第1回敦賀市議会定例会に当初予算案として提出され、審議を経て可決されたものである。

本件事業については、この予算に基づき、平成18年4月11日、契約・支出の相手（予定）先を有限会社Bとする支出負担行為伺書が起案され、同日に決裁されている。

平成18年4月17日、敦賀市は、有限会社Bより見積を徴し、同月20日、同社と契約金額2,992,500円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額142,500円）で契約を締結している。

なお、本件事業の内容は次のとおりである。

目的 愛知万博出展モニュメントのPR及び土の握りオブジェの作成により、アーティストとのコラボレーションによつて、魅力ある敦賀のPRを行い、新たな来訪者を獲得することを目的とする。

事業の名称 「地球と握手・大地の呼吸」PR京都キャラバン事業

委託期間 契約締結日から平成18年6月30日までとする。

実施場所 京都市、宇治市

事業内容

①JR京都駅を中心に大学、寺院、市役所及び小学校等を巡回しワークショップを行う。

②キャラバン隊の模様を各報道機関に取り上げてもらい、パブリシティーを

狙う。

③参加者1万5千人を目指す。

④観光パンフレットの配布を行う。(現物支給)

⑤アンケート調査 巡回ワークショップで実施

(キャラバンに関する感想、直流化後の動向)

(2) 請求に対する判断

前記事実関係の確認及び関係職員の陳述等を総合して、本件請求について以下のとおり判断する。

ア 本件事業の違法性について

請求人は「自治法第2条第14項及び財政法第4条第1項に規定する最少の経費で最大の効果を挙げる事業とは言い難い。」と主張している。

自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定めている。

また、財政法第4条第1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定めている。

本件事業は、平成18年度の予算方針に掲げる重点施策7項目の一つ、JR直流化に対応した敦賀市の観光PR事業であり、本件事業に係る予算は、平成18年第1回敦賀市議会定例会に当初予算案として提出され、審議を経て可決されたものである。

本件事業予算399万円は、京都市及び宇治市において開催する30回分の土の握りオブジェワークショップ及び敦賀市の観光PR等々の経費として計上されているものであり、本件事業が、愛知万博出展モニュメントのPR及び土の握りオブジェの作成により、アーティストとのコラボレーションによって、敦賀市のPRを行い新たな来訪者を獲得することを目的としていることから、モニュメントの制作者であるA氏自身の関与が必要不可欠な事業と判断できる。

また、本件事業に係る支出負担行為何から契約の締結までの事務手続きは、敦賀市財務規則(昭和55年敦賀市規則第4号)に基づき適正に執行されていると認められた。

以上から判断すると、請求人の主張する「自治法第2条第14項及び財政法第4条第1項の規定に反する事業」とはいえない。

よって、本件事業が違法であるとする請求人の主張には理由が認められない。

イ 本件事業の不当性について

① 請求人は、「本件事業の事業内容が不透明であり、また、集客数の把握も不可能に近く費用対効果も定かでない。」と主張しているが、本件事業の事業内容については、3の(1)のとおりである。

集客数の把握及び費用対効果については、本件事業は1万5千人を目標に土の握りオブ

ジェの作成を通じて敦賀のPR及び敦賀への誘客を図ろうとするものであるが、事業の実施前の集客数及び費用対効果の確定を求める請求人の主張は無理なことを求めるものである。

- ② 請求人は、「平成18年度の予算編成方針において、委託料・補助金等の全事業についての見直しがうたわれているにもかかわらず、一個人のライフワークとして制作された本件モニュメントを使つての事業委託は、税金の無駄遣いである。」と主張しているが、本件事業は、3の(2)のアに記述したとおり、平成18年度の予算編成方針に掲げる重点施策、JR直流化に対応した敦賀市の観光PR事業であり、事業の成果も確認できない現段階において、税金の無駄遣いと決め付ける請求人の主張には無理がある。
- よつて、本件事業に不当性は認められない。

以上のことから、本件請求は理由がないものと判断する。

以上